

【後期高齢者医療】被保険者の皆さまへ

◆高額療養費（外来年間合算）について

支給対象者

基準日（令和3年7月31日）時点で後期高齢者医療被保険者証の窓口負担割合が1割の人

対象期間

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間

支給額

対象期間中の外来診療の自己負担額の合計から高額療養費で支給された分を差し引いた額が144,000円を超える場合、超えた分を支給します。

支給申請

これまでに高額療養費を支給されたことのある人
(高額療養費の支給口座を登録している人)

その口座に支給しますので申請は不要

これまでに高額療養費を支給されたことのない人
(高額療養費の支給口座を登録していない人)

12月中旬（予定）に広域連合より申請のお知らせを送付します。お知らせが届いた人は、三戸町役場健康推進課の窓口申請してください。なお、対象期間中に後期高齢者医療制度に加入した人や転入した人の場合、支給対象であっても申請のお知らせが送付されない場合がありますので、対象期間内の外来に係る自己負担額の合計が144,000円を超えた人はお問い合わせください。

申請に必要なもの

- 1 支給申請書
- 2 高額療養費（外来年間合算）の支給申請について
- 3 保険証（被保険者証）
- 4 個人番号（マイナンバー）がわかるもの（通知カードまたはマイナンバーカード）
- 5 本人確認書類（官公庁発行、発給の顔写真付き身分証明書など）
- 6 通帳（または通帳のコピー）など口座情報のわかるもの

※被保険者が亡くなっている場合は受領申立書、代理人が受領する場合は委任状が必要
※対象期間中、青森県後期高齢者医療制度以外の医療保険への加入歴と自己負担額がある場合は、その医療保険の自己負担額証明書が必要

◆医療費通知について

広域連合では、被保険者の医療費に対する認識と理解を深めていただくことを目的に、年1回、1年分の医療費を記載した「医療費通知書」を送付しています。

対象となる期間は令和3年1月受診分から12月受診分ですが、受診した医療機関からの診療情報は、審査支払機関にて審査終了後に当広域連合へ情報提供されることから、「医療費通知書」がお手元に届くのは令和4年2月末頃になります。

なお、「医療費通知書」は、確定申告の際の医療費控除にも使用できますが、上記理由により確定申告の開始時期までにお届けできないため、お急ぎの方は領収書でご対応いただきますようお願いいたします。

◆健康診査を受けましょう

後期高齢者医療制度に加入している人を対象に、1年に1回無料で受けられる健康診査を実施しています。

実施機関	実施日
三戸中央病院	月～金曜日
八戸西健診プラザ	

詳細については、三戸町役場健康推進課まで問合せください。



高額療養費・医療費通知に関すること ▶ 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎ 017-721-3821

健康診査に関すること ▶ 三戸町役場健康推進課 ☎ 20-1153